

平成20年度

法人本部事業計画

1. 事業方針

信達福祉会の運営理念、及びノーマライゼーション・人権尊重の理念、関係諸法令の遵守等に基づき、法人及び各施設が適正・円滑な事業運営と、利用者・家族への最良なサービス提供に努めることができるよう以下のような方針をもって運営を進める。

- ・利用者一人ひとりがその人らしく、また安心して安全にかつ自立した生活が送れるよう、利用者の権利擁護、個別性を尊重したケア、リスクマネジメント、認知症介護、また基本となる日々の確かなサービス提供を、各施設が継続的な評価・検証とともに計画的に実施していくことのできる体制づくりを推進する。
- ・各施設の職員教育、人材育成及び適切な精神保健衛生に努め、職員の資質の向上とともに、職員が安心して働くことができる職場環境づくりを推進する。
- ・地域社会のニーズを的確な把握を基に、積極的な情報開示・情報提供に努め、介護家族への支援、ボランティアなどの人材活用等、地域貢献を通して利用者、家族、地域住民に親しまれ、選ばれる法人・施設づくりを推進する。
- ・法人及び各施設の安定的かつ効率的な事業運営のために、適正な事務・会計処理及び財務・労務管理を推進する。

2. 事業内容

(1) 理事会・評議員会

理事会・評議員会を開催し、法人及び施設の事業計画・予算・決算の策定・執行、その外重要案件について審議する。

(2) 監査会

監査会を開催し、法人及び施設の事業運営、財務、財産の状況、理事会の業務執行状況等を監査する。

(3) 法人経営会議

法人各施設の事業経営（運営）等の重要事項を協議する。

(4) 県指導監査

法人及び施設の事業運営、人事・資産管理、利用者保護、利用者処遇、職員処遇等について県による指導監査を受ける。

(5) 苦情解決委員会

利用者の権利擁護のために、顧問弁護士の方や地域を代表される方に第三者委員に就任いただき、公立中性の立場から意見や助言をいただく。また苦情受付担当者は利用者・家族の苦情のみならず、細かな要望等まで受け付け、常に適正なサービス提供が持続できるように職員全員でその改善・向上に努める。

(6) リスクマネジメント

各施設の活動が、利用者の安全という最大の目的に向けて、リスクマネジメントの指針（事故の防止に関する考え方、委員会等関係組織の運営、事故報告書からの要因分析、マニュアル整備、事故発生時の対応、事故防止のための職員研修、利用者・家族及び関連事業所との関係構築等）に沿って、効果的に推進できるよう努める。

(7) 認知症介護

各施設の職員が、認知症を持った利用者に対して特に認知症の中核症状と周辺症状の理解に基づいた介護、行動障害（BPSD）への適切な働きかけや環境づくりができるよう、研修会、プロジェクト活動、日々の介護場面を通して職員の資質の向上に努める。

(8) 虐待防止・身体拘束廃止、権利擁護

各施設の職員が、虐待・身体拘束等の無いサービス提供と利用者の権利擁護に対する理解・意識涵養を、持続的に推進できるよう研修等を通して啓発に努める。

(9) サービス評価事業

各施設のサービス実施状況を相互評価し、サービスの質の向上、利用者の QOL の向上を図っていく。また、評価事業を効果的に運営・実施するとともに、評価結果に基づく課題の原因分析、改善策の検討・実施、再評価等の体制を法人及び各施設で協働して構築していく。

(10) 福島県認知症介護実践者等養成事業

認知症介護事業への参画、講義の実施を通し、高齢者福祉従事者への認知症介護の指導・助言と地域社会に対する普及・啓発にあたる。

(11) 各種会議の開催

リスクマネジャー会議

リスクマネジメント活動状況について法人及び各施設のリスクマネジメント責任者で協議・検討・情報交換し、効果的な活動推進を図る。

部長等会議

サービス提供の方法や課題、事業計画、事業報告、その他の利用者支援に関わる共通案件について法人及び各施設の部長等で協議・検討・情報交換し、適切なサービス提供、事業運営を図る。

事務担当者会議

事務・会計処理等について法人及び各施設の事務担当者で協議・検討・情報交換し一層の適正化を図る。

栄養士会議

食事サービスの提供方法、課題を法人各施設の栄養士等で協議し、利用者の食事の満足度の向上を図る。